

私道の舗装等の修繕

私道の所有者・管理者の方へ

私道は所有者自身の財産となりますので、私道の修繕は、所有者・管理者の方ご自身で対応していただくこととなります。

ただし、一定の要件に当てはまる場合は、住環境整備課開発指導係（電話 5654-8349）で私道整備の助成を受けることができます。

（注釈 1）部分整備は助成の対象外となります。

（注釈 2）私道整備の助成については、葛飾区のホームページでもお知らせしております。
(<http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000060/1003613/1003719.html>)

「トップページ」⇒「暮らしのガイド」⇒「まちづくり」⇒「道路」
⇒「私道整備（舗装等）の助成について」をご覧ください。

修繕するまでに、危険回避が必要な場合

必要により、すぐやる課で三角コーンをお貸しします。

ご自身で修繕する場合

ホームセンターに、アスファルトの修繕材・セメント等の補修材を置いていますので、そちらでご相談ください。

業者の紹介を希望される場合

私道助成整備事業の登録事業者一覧をお渡しできます。

私道を寄付して公道にしたい場合

道路管理課管理係（電話 5654-8385）にお問い合わせください。